

居宅介護支援事業所 事務職員雇用支援補助 Q & A

【問合せ先】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当
連絡先03-5320-4279

目次

1 補助対象について

- Q1 既に雇用をしている事務職員も補助の対象になるか
- Q2 事務職員を2名以上雇用をしている場合

2 雇用条件について

- Q1 事務職員の勤務場所について
- Q2 新たに事務職員を雇用するにあたり条件はあるか

3 兼務等について

- Q1 事務職員が他の業務と兼務をしている場合
- Q2 事務職員と事業所を運営する法人の役員を兼務をしている場合
- Q3 他の居宅介護支援事業所の事務職員と兼務をしている場合
- Q4 市役所から出向した職員が事務職員として勤務している場合

4 補助対象経費について

- Q1 所定労働時間外に勤務した期間の経費について

本Q&Aの内容は随時更新します。

【1 補助対象について】

Q1：既に雇用をしている事務職員も補助の対象になりますか。

A1：補助の対象となります。ただし補助対象は令和7年度に係る経費のみとなり、遡っての補助はできません。

Q2: 事務職員を2名雇用をしています。その場合、補助金の交付申請は2名分必要になりますか。

A2: 補助対象経費は事務職員1名分の人件費となります。よって、事務職員を複数雇用している場合は、いずれか1名分を申請してください。

【2 雇用条件について】

Q1 : 事務職員の勤務場所について、条件はありますか。

A1 : 事務職員の勤務場所は東京都内に所在し、申請法人が運営する居宅介護支援事業所である必要があります。

Q2: 事務職員を新たに雇用をする予定ですが、雇用するにあたり条件はありますか。

A2: 新規雇用の場合、雇用の日から起算して原則1年以上当該居宅介護支援事業所に勤務をする見込みがある者である必要があります。
なお、雇用するにあたって、常勤、非常勤の指定はありません。

【3 兼務について】

Q1: 事務職員が他の職種又は他の介護サービス事業所の事務職員と兼務をしている場合、補助対象となりますか。

A1: 補助の対象となるのは居宅介護支援事業所の専従の事務職員であるため、他の職種又は他の介護サービス事業所の事務職員と兼務をしている場合は、補助の対象外です。

※ただし役員との兼務の場合は対象となります。

次ページQ2を参照

Q2: 事務職員と事業所を運営する法人の役員を兼務する場合、補助の対象となりますか。

A2: 役員との兼務に限り、補助の対象となります。
ただし、補助対象経費は事務職員の人件費のみとなるため、事務職員と役員の間経費を明確に分けた上で申請いただく必要があります。

Q3: 2か所の居宅介護支援事業所の事務職員を兼務しています。この場合補助の対象となりますか？

A3: 同じ法人が運営している2か所の居宅介護支援事業所の事務職員を兼務している場合であれば、2か所分合わせて補助の対象となります。

異なる法人が運営している2か所の居宅介護支援事業所の事務職員を兼務している場合は、主たる勤務先1か所の分のみ補助の対象となります。

ただし、該当の事務職員が他の職種又は他の介護サービス事業所の事務職員と兼務をしている場合は、いずれの場合でも補助の対象外となります(Q1参照)。

Q4:市の社会福祉協議会が運営する居宅介護支援事業所に、市役所から出向した職員が事務業務を行っています。その場合も補助の対象となりますか。

A4:区市町村職員の場合は補助の対象となりません。

【4 補助対象経費について】

Q1 : 所定労働時間が9時から17時ですが、業務繁忙期の1ヶ月間は19時まで業務に従事してもらいました。その期間の賃金を含めて申請は可能ですか。

A1 : 本事業では所定労働時間を超える労働に対する賃金や手当は補助の対象外としているため、申請額は所定労働時間内の人件費のみとしてください。